

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都 市 計 画 課 長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上 下 水 道 課 長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第4 議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正

(2) 垂井町手数料条例の一部改正

- 日程第5 議 第60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議 第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議 第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議 第63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議 第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議 第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議 第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議 第67号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議 第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議 第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議 第70号 ワイワイプラザ垂井事務用備品の取得について
- 日程第16 議 第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第17 請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願
- 日程第18 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 中川泰一君、3番 水野忠宗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 渡辺保彦君。

〔決算審査特別委員長 渡辺保彦君登壇〕

○決算審査特別委員長（渡辺保彦君） ただいま議題となりました議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月6日から計5日にわたり開催いたしました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会としましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付すものです。

1. 不納欠損・未収金について。

不納欠損処分については、税負担の公平性の観点から、安易に不納欠損処分を行わないよう厳正かつ公正に運用されたい。また、不納欠損につながる新たな収入未済の発生を抑制するた

め、関係各課との連携を密にし、組織的な取組を行うなど、積極的・計画的な収納対策を進めるよう一層の努力をされたい。

2. 中長期を見据えた行財政運営について。

少子高齢化の進展や多様化する住民ニーズ、また公共施設の老朽化対策や物価高騰など、本町を取り巻く財政運営は引き続き厳しい状況が想定される。こうした社会情勢の変化に対応するため、中長期を見据えた計画的な事業執行が今後ますます重要となってくる。こういった観点を踏まえ、垂井町行財政改革大綱（第6次）や新たな発想からの行政展開等により、適正かつ効率的な行財政運営に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第57号 令和4年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） 6番 鈴木です。

それでは、ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定について、何点か改めて質疑をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、パブリックコメント及び常任委員会での質疑を通じて町の考え方を聞いてまいりましたが、いまだ理解をすることができません。改めて問題提起をさせていただきます。

まず、第1条において、設置の目的・考え方が述べられております。前文を若干省略しますが、人と人とが交流することのできる場を提供することによって町民の多様な活動を推進し、もって本町のにぎわいを創出するとともに協働のまちづくりを推進するために設置するとあります。協働のまちづくりを推進するために、かつて地区公民館を社会教育法のくびきから解放する、こうした経緯から考えても、にぎわい創出、協働のまちづくりを推進する施設が教育委員会の所管であることに疑問を感じます。町長部局の所管であるべきと考えます。

次に、この条例は文化会館や旧中央公民館の設置条例に定めている館長及び必要な職員を置く、こういう規定がありません。条例施行規則で明記することですが、指定管理を前提としている以上、条例に明記すべきではないでしょうか。事業主体に代わって事業を行うのが指定管理者ではないでしょうか。第4条の事業主体との関わりからも明記すべきと考えます。

次に、第3条、構成についてであります。

ワイワイプラザは複合施設と位置づけられています。垂井地区まちづくりセンターがプラザ内に設置されていることを条文に明記し、プラザの全容が条例から読み取れるようにすべきです。

次に、第4条の事業について、条文では6つの事業を行うと規定されています。今日までのパブリックコメントや常任委員会での質疑では、6つの事業に供する施設と解釈するとお聞きしました。事業を行うではなし、事業に供する、このような解釈だというふうにお聞きをいたしました。

地区まちづくりセンターの設置条例では、事業に供すると明記されています。条例の条文をどのようにでも解釈できるというのは、法規としていかななものかと考えます。事業を行うことと住民に貸し出し、利用拡大を図ることは根本的に違います。事業を行うのか、場の提供なのかをはっきりすべきです。事業を行うのであれば、事業主体を明記すべきです。

次に、第19条の指定管理者が行う業務についてお聞きします。

その1号に、第4条に掲げる事業の実施に関する業務とありますが、これらの事業全てを指定管理者が行うことができるとは考えられません。地区まちづくりセンターの指定管理者の業務と読み比べても、第1号の規定は見直すことが必要です。指定管理者が行う事業については、第4条の事業のうちから必要な項目を指定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上のように、この条例案には不十分な点が多々あり、町執行部として議決を見送り再検討する考えはありませんか。以上です。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） ただいま鈴木議員から幾つかの御質問いただきました件につきまして、お答えさせていただきたいと思っております。順番にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、ワイワイプラザ垂井の所管、町長部局の所管であるべきというお考えということでしょうかということについてお答えさせていただきます。

ワイワイプラザ垂井につきましては、教育委員会施設としまして生涯学習課のほうが所管することになります。中央公民館、勤労青少年ホーム、垂井地区まちづくりセンターの機能を集約する複合施設でございます。そういった施設を複合いたしまして、住民機能、貸室機能、行政機能を備える施設でございます、施設イコール生涯学習施設、生涯学習のみの施設とは考えておりません。

庁舎跡地等活用基本計画がございましたが、これにも示されておりますが、旧庁舎役場跡地につきましては、役場機能がこちらに移転したことに伴いまして残された跡地をどのように活性化するのか、どのようなにぎわいを持たせるのかということが重要であるとされてきました。その中で、活用の理念をにぎわい拠点づくりということで進めてきたわけでございます。

それでは、にぎわいとは何なのかということを考えてまいりました。そうしたときに、にぎわいとはまずもっては人が集まることではないかということ考えてまいりました。これまで、先ほど言いました中央公民館、勤労青少年ホーム、垂井地区まちづくりセンター、これらを御利用されていた方をはじめ、また新たにこの施設を利用される方がどれだけこの施設を利用してもらえるか、そういったことが非常に大切になってきます。そのための手法はいろいろあるとは考えております。そのための仕掛けづくりがこれから必要になってくるのではないかなということ踏まえております。

今後、そういったにぎわい創出事業を具体化していく中で、これまでの利用者によるにぎわいを踏まえましたとき、そちらに入ります中央公民館、勤労青少年ホームを所管してございました生涯学習課で引き続きワイワイプラザも所管させていただき、その上でももちろん垂井地区まちづくりセンターも入りますので、関係部署とも連携しながら進めていきたいと考えております。

これまで、垂井町内には、少し以前になるんですけども、表佐に老人福祉センターがありまして、その2階には旧表佐公民館もありました。建物としては複合施設でございましたが、そちらにつきましてはそれぞれ別で1階、2階部分を使用しておりました。

ワイワイプラザは、運用面から考えますとそれぞれの施設を共有する垂井町では初の複合施設ではないかということ考えております。そうしたことから、施設の位置づけですとか、管理の仕方、こういったのはいろいろあるとは考えました。議員おっしゃるとおり、町長部局で所管することも考えました。ただ今回、教育委員会施設といいますと一見堅苦しい制約を受けるイメージもございますが、にぎわいを創出するために使えるという柔軟な対応をすべき施設となるよう、これから進めさせていただきたいと考えております。

2つ目の職員を置くということ明記してはどうかということでございますが、条例では確かにうたっておりません。こちらにつきましては、条例では最低限基本的な事項を明記すること考えております。議員御指摘のそういった職員に関することにつきましては、規則

のほうで定めてまいりたいと考えております。

次の、プラザ内に垂井地区まちづくりセンターが読み取れないということでございました。今回、施設の中には垂井地区まちづくりセンターも入ってもらうわけですが、もともと垂井地区まちづくりセンターにつきましては垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例を定めております。今回、1施設1条例という観点から、両施設につきましてはそれぞれ別で条例として定めていきたいと考えております。

それにつきましては、一本化するということも考えましたけれども、施設の管理が複雑になり、また利用者が、私どもとしましてはできるだけ分かりやすいということを考えまして、今回は別々で定めるということでこのような規程をさせていただきました。

次の第4条の関係でございます。

4条には、プラザにおいては次に掲げる事業を行うということで示させていただいております。こちらにつきましては、この施設、議員おっしゃられましたように、この4条で示しておりますのは、ワイワイプラザではこういった事業に供する、私どもこのように解釈をしております。指定管理者がここで言うということでは考えておりません。そうしたことから、第4条で規定しておりますとおり、プラザにおいては次に掲げる事業を行うということで、1から6までのそれぞれについて規定をさせていただいたところでございます。

また、それに関連しまして第19条のところ指定管理者が行う業務の範囲ということで定めさせていただいております。もちろんこの施設、ここに先ほど第4条にありますにぎわいの創出に関する事業ですとか、子育て支援に関する事業、また教育・学術及び文化に関する事業、スポーツ・レクリエーション・サークル活動等の推進に関する事業等々でございますが、これを全て指定管理者に行わせるということは考えておりません。

先ほども説明させていただきましたように、この施設につきましてはにぎわい施設ということで、もともと3施設を利用された方も見えます。さらに、新たに利用していただく方もいます。そういった利用される住民の方、また各種団体の方、そして私ども行政も併せて、みんなでそういったにぎわいを生み出す事業を展開していきたいという解釈でこのように書かせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） 6番 鈴木です。

この場の質問は2回までということでございますので、あまりくどくど言ってもしょうがないというふうには思っていますが、皆さんがお聞きになって矛盾に感じられた点が多々あるんじゃないでしょうか。

第4条の問題について、指定管理者に行わせるつもりはないというふうにおっしゃいましたが、第19条では明快に指定管理者の業務として第4条に係る事業の実施に関する業務、明記さ

れているんですね。それを、やらず気がないというのは考えられませんよね、条文の解釈として。

それと、様々な団体、個人ということは、基本的にプラザを貸す、場を貸す、そして事業をやると、その団体がやるということなんですね。だから、それはあくまで場を貸す、場を提供するという事なんです。

プラザの指定管理、指定管理者がやるというのはおかしいんですけども、教育委員会がこうした事業を行うというような形、あるいは館長、あるいはそうした形でプラザとして主体的に行うというものが、条例にある事業を行うということなんです。そのために、公民館事業と言われていたものが、地区センターでは事業が行われません。事業に供するだけなんです。地区センターで事業をやっているのはまちづくり協議会なんです。その場を借りて、まちづくり協議会がやっている。この実態からしても非常に不明確な条文です。

この意見だけを申し上げて、あとは皆さん方の判断に委ねていきたいというふうに思います。以上、終わります。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

○生涯学習課長（桑原和弘君） 改めてお答えさせていただきます。

第4条の件でございます。

プラザにおいては次に掲げる事業を行う、私先ほど説明不足だったかもしれませんが、先ほど言いましたように、住民、団体、行政も同じになって取り組んでいきたいということで、もちろん指定管理者にもこういった事業は行っていただく予定をしております。

何も、この施設を管理するだけの指定管理ではなく、指定管理者もそういったにぎわいを創出する事業も同じように展開していただきたいということは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（若山隆史君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

まず、原案に対する反対討論の発言を許可します。

討論は反対ですか。

〔「反対です」と呼ぶ者あり〕

では、6番 鈴木準二君。

〔6番 鈴木準二君登壇〕

○6番（鈴木準二君） それでは、ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の案について、反対討論を行わせていただきます。

質疑の中で、皆さんも聞いていただいたというふうに思いますが、この条例は非常に矛盾に

満ちております。十分に練られていない、このように考えます。パブコメでも、これはホームページに出ておられますから見ていただければ結構でございますけれども、解釈するというような捉え方、委員会でもお話がございました。条文を書いておいて、こういう解釈です、こんなあり得ないじゃないですか。そして、今御答弁をお聞きいただいたと思いますが、住民だとかいろんな団体だとか行政も事業をやるんです。やるんですよね、当たり前のことなんですよ。それは、事業主体がそうであって、それはその場を借りて事業を行うんです。貸館業務みたいなもんなんですよね。そのことと指定管理者の問題をごっちゃにしてもらったら困るんですね。

指定管理は、うわさではLet'sたるいというようなことまで聞いてございます。それが想定されるとすれば、指定管理者の業務の中にワイワイプラザの行う事業に供すると書いて、こうした事業を指定管理しますよと書くべきではないでしょうか。あの条文19条は、第4条全てを指定管理者が行うと言われます。おかしな話なんです。

こういうことを含めて、町執行部として議決の見送りをしたらいかがですかと問いかけましたけれども、このまま議決に持っていかれるということであれば、皆さん方には反対という立場を示していただいて、町のほうでもう一度考え直していただきたいなど、こんなことを思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 次に、原案に対する賛成討論の発言についても許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） ただいま議第58号につきまして、私は賛成の立場で討論に参加いたします。

今、同僚議員から、いろいろと御質問並びに御意見等がございました。これまで、今議会に関わりませんが、我々常任委員会におきましても十分この件につきましては審議してまいりました。それと、同僚議員におかれましては、6月議会におかれましても、今議会におかれましても、十分御意見をいただいております。それを、私1人かもしれませんが、議場で見ておりますと、町執行部・行政のほうは真摯に受け止め、そして真摯に御回答しております。

私が申し上げたいことは、条例制定でございます。議会のやること、人間のやることに完全・完璧はなかなかないかと思えます。それだからゆえに、条例の改正ということもあるわけでございます。私が何を申し上げたいかと言いたいのは、これが法に触れる場合はやむを得ません。それ以外においては今一番何が大事か。今議会でこれを制定することが一番大事だと私は思っております。

これを12月議会に持ち込んだら、このワイワイ広場の完成はもう決まっております。名前も決まっております。町民は待ちに待っております。仏作って魂入れずです。かっこいいものを

造っても役に立たない、機能しない。そのためには、我々議会人が一致団結して早くそういう体制をつくらなければいけない。

今議会に制定されて、まだまだやること、多分同僚議員も分かっておっしゃっているかと思うんですが、やらないかんことはいっぱいあるわけです。準備もいっぱいあります。今議会を逃したら、これは果たして建物完成までに間に合うかということを考えてときに、私は今この議会で、多少御意見もあるでしょう、いろんな思いもあると思いますが、私は第一義はこの条例を制定していくことが一番最もこの議会において大事じゃないかと思っております。

いろいろと御意見、また御質問ありましたが、町執行部のほうは一生懸命答えております。御納得をされていない点については、またいろいろとお聞きいただいたり、尋ねていただいたり、またこれからも議会はあります。どんどん提案していただいて、その中で改良を重ねていけばいいんじゃないかと思っております。

どうか、小異を捨てて大同に就くという言葉があります。議会、やはり1人の御意見をとても大事にしておりますが、やはり最終的には多数で決まります。そのためには、どうかこの私の申し上げている趣旨を皆様御理解いただきまして、御賛同いただきますことをお願いいたしまして討論といたします。

○議長（若山隆史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

議第58号 ワイワイプラザ垂井の設置及び管理に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正

(2) 垂井町手数料条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 垂井町朝倉運動公園諸施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 令和5年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 令和5年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第67号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第67号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 令和5年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 令和5年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第14、議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 令和5年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第70号 ワイワイプラザ垂井事務用備品の取得について

○議長（若山隆史君） 日程第15、議第70号 ワイワイプラザ垂井事務用備品の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第70号 ワイワイプラザ垂井事務用備品の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

ワイワイプラザ垂井事務用備品を取得するに当たり、不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂、代表取締役 富田茂氏と契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第70号 ワイワイプラザ垂井事務用備品の取得につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札等結果表につきまして、御覧いただきますようお願いいたします。

本件は、現在旧役場庁舎跡地におきまして工事を進めておりますワイワイプラザ垂井において使用いたします事務用の机、椅子、会議用の机、椅子、キャビネット、演台、ホワイトボード、簡易ステージ、その他事務用備品の購入をいたすものでございます。

本件の入札につきましては、町内または県内に本社・本店がございます7者によりまして、去る9月4日に指名競争入札を執行いたしました。第1回目の入札におきまして、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がございませんでしたので、直ちに再度の入札に付しました。

しかしながら、第2回の入札におきましても予定価格の制限の範囲内の価格での入札がなく、併せて再度入札に参加された業者は1業者を除き辞退をされましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約の進めるため、第2回目の入札に参加をされた株式会社青原堂に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内の価格2,320万円の見積書の提出を受けたものでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づきまして消費税を含め2,552万円で岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂、代表取締役 富田茂と物件供給契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いいたしますものでございます。

納入期限につきましては、令和6年3月1日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 ワイワイプラザ垂井事務用備品の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（若山隆史君） 日程第16、議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 興慈善氏の逝去に伴い、後任に服部浩善氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第17 請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願

○議長（若山隆史君） 日程第17、請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 中村ひとみ君。

〔総務産業建設委員長 中村ひとみ君登壇〕

○総務産業建設委員長（中村ひとみ君） ただいま議題となりました請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願について、総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本請願は、今定例会第1日の会議において委員会に付託された後、9月13日に委員会を開催し、請願の趣旨及び請願事項について慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会といたしましては不採択とすべきと決定いたしました。

なお、不採択とすべきものと決定した理由は次のとおりであります。

インボイス制度は、取引における正確な消費税率と消費税額を把握し、適正な課税を行うため導入されたものであり、公平な税負担を推進するために必要なことであると考えられる。また、制度が導入されるに当たり、激変緩和の観点から経過措置が設けられており、加えて既に制度の導入が決まっている中で中止の実現可能性を勘案し、審査の結果、不採択とすべきと決定いたしました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

委員長報告が不採択のため、まず原案に対する賛成討論の発言を許可します。

討論は賛成ですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

では、5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 議長の許可が出ましたので、私は請願第2号の紹介議員の立場から請願に対する賛成討論を行います。

物価高に賃金が追いつかず、実質賃金は16か月連続マイナス、企業の6割が原材料高騰分を価格に転嫁できず物価高倒産が大幅に増えています。物価高騰は、あらゆる分野に及び、日本経済を土台から支える家計と中小・小規模事業者を直撃しています。10月1日より、これまで消費税非課税となっていた小規模事業者、フリーランスに重い増税を強いる消費税のインボイス制度を強行しようとしています。

これらの人が課税業者になれば、年間1人当たり15万円の増税、増税額は1兆円にも膨らむ試算もあります。日本の産業、文化を直撃、大增税の布石、全ての国民に関わる。フリーランスはコロナ禍で500万人増え、約1,600万人に達し、そのほとんどが免税事業者です。インボイス導入を機に廃業を検討している事業者は、アニメ声優の約3割、漫画家の2割超、軽貨物ドライバーの4割超、建築業一人親方の約1割に上ります。まさに日本の産業や文化を直撃する事態です。

政府は、消費税率が8%と10%の複数税率になったからインボイスが必要だと説明しています。しかし、複数税率になって4年間、税務処理の混乱など起きていません。インボイス導入の本当の目的は、財界が要求する消費税大增税の布石です。欧州並みの20%程度まで消費税を引き上げるには、欧州のような何種類の複数税率が必要になる。だから、今のうちにインボイス導入をとというのが本音です。

インボイス導入は、全ての国民に関わる大問題です。インボイスで電気代も値上げ、インボイスの実施が電気代の値上げにつながることで国会で問題になりました。太陽光発電などを行う個人が、固定価格買取制度、FITを使って電力会社に売電している場合、売電する個人からインボイスをもらえない電力会社は消費税負担が増えることになります。その影響額は、年間580億円にも上ります。経済産業省は、増える電力会社の負担額を賦課金として電気代に上乗せすることを認めています。地方自治体の財政も大きく圧迫することは間違いありません。

皆さん、今やるべきことはインボイスの導入ではなく、全世界で100か国以上の国が実施している物価高騰の特効薬、消費税の減税です。

これで討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 続いて、原案に対する反対討論の発言についても許可します。

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 広瀬隆博君。

[8番 広瀬隆博君登壇]

○8番（広瀬隆博君） 私は、この原案に反対の立場から討論いたします。

インボイス制度は、消費税の複数税率の下で適正な課税を確保するためには必要な制度であると考えます。また、制度開始後6年間は仕入税額相当額を控除できる経過措置の期間がある

ことや、必要な経費の補助などといった措置も講じられています。

同制度の導入により、手続など様々な面において負担が生じることも十分認識しておりますが、税の公平性の確保という面では必要な制度であり、加えて既に同制度の導入が決まっていることを踏まえ、私はこの原案に反対するものであります。

○議長（若山隆史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長長の報告は、これを不採択とすべきものとなっております。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第18 議員派遣の件

○議長（若山隆史君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時01分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 中 川 泰 一

会議録署名議員 水 野 忠 宗